

通信環境整備に関する支援について

南相馬市では、国の施策に基づき、各学校の通信環境を整えるとともに、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備しました。タブレット端末については、学校の授業だけでなく、家庭学習での活用も推進しています。

また、緊急時においては家庭と学校間で、タブレット端末とインターネットを利用した双方向でのオンラインによる学習支援も行うこととしています。

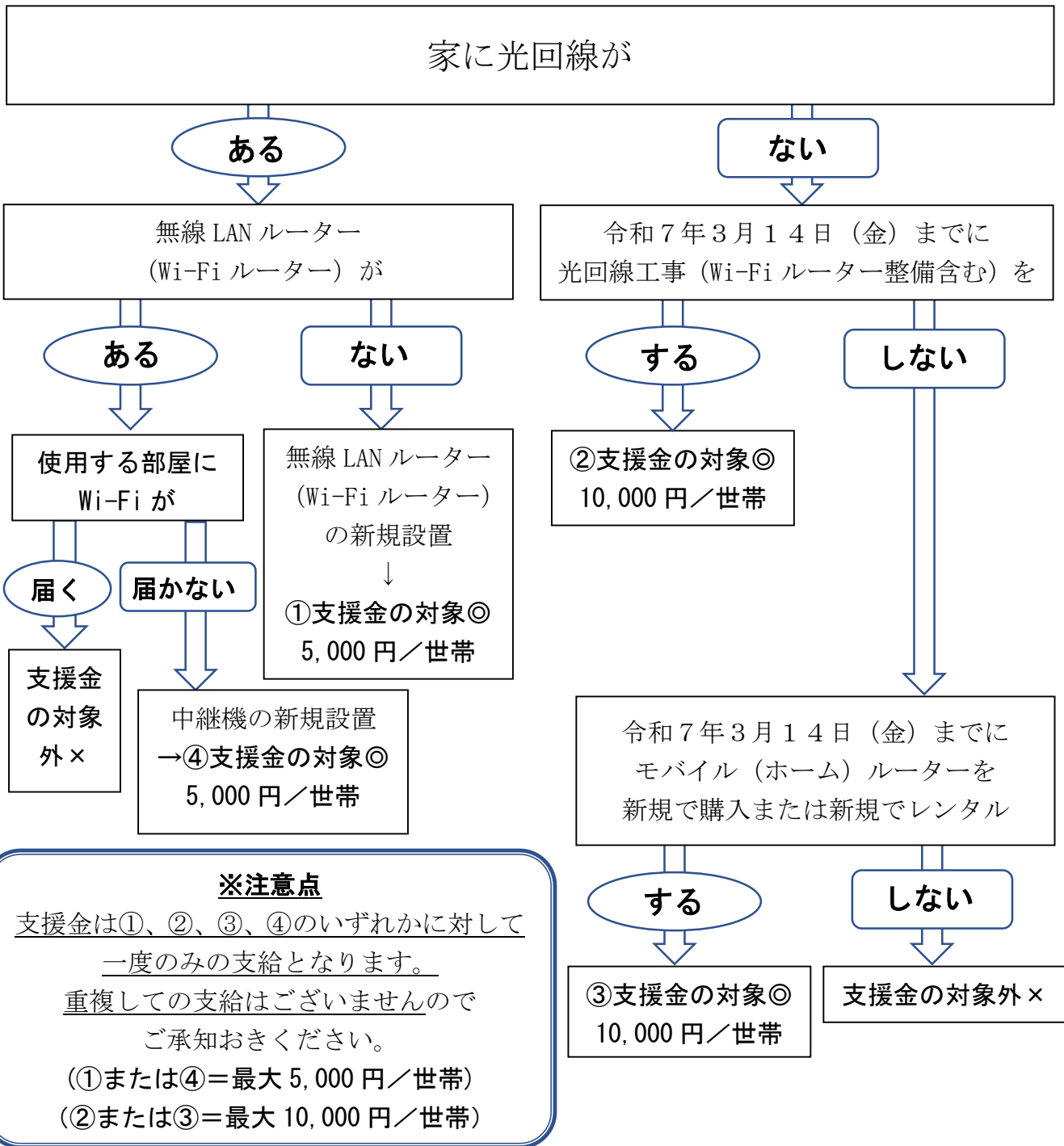
そのためには、家庭における Wi-Fi 環境（通信容量は無制限を推奨）も必要となることから、未整備の家庭に対し、通信環境整備に係る費用を支援します。

支援金の対象となる Wi-Fi 環境の整備については、一般的には「光回線経由」と「電話回線経由」があり、以下のような特徴がありますので、各家庭の状況に合わせてご検討ください。

Wi-Fi 環境の 整備分類	光回線経由 (無線 LAN ルーターを用いる方法)	電話回線 (LTE 通信) 経由 (モバイル(ホーム)ルーターを用いる方法)
イメージ図	<p>インターネット (Globe) → 光回線 (LAN ケーブル) → モデム → 光回線 (LAN ケーブル) → 無線 LAN (Wi-Fi) ルーター → 無線 (電波) → パソコン、タブレット端末</p>	<p>インターネット (Globe) → 電話回線 (LTE 通信) → モバイル(ホーム)ルーター → 無線 (電波) → パソコン、タブレット端末</p>
回線工事	必要	不要
回線速度	光回線を経由するため、モバイルルーターに比べると早く、速度が安定しやすい。(最大 1Gbps 程度)	光回線経由の無線 LAN ルーターを用いるよりは遅く、速度が安定しにくい。(最大 500Mbps 程度)
持ち運び	不可能	可能
引っ越し	新居での光回線の開通工事と、場合によっては元の家での光回線の撤去工事が必要となります。	引っ越しに際し、特段工事の必要はありません。
その他	無線の電波が届く場所であれば、どこでも情報機器をインターネットに接続することが可能です。 ただし、電波のため遮蔽物が多いと家の中でもつながらない場所が出てくる可能性があります。	

(裏面もございます。)

通信環境整備支援金に係るフローチャート



支援金の対象外の例

- ・ 光回線工事のみの場合 (=Wi-Fi ルーター未整備)
- ・ 無線 LAN ルーター (Wi-Fi ルーター) の買い替え
- ・ 携帯のテザリングの料金や通信容量の追加 (契約の変更: 5GB⇒50GB)
- ・ モバイルルーターの通信容量の追加 (契約の変更: 5GB⇒50GB)
- ・ 令和 2 年度～令和 5 年度に本支援金の給付を受けている場合